

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から63年12月まで
昭和61年12月ごろ、私の父親が役場で国民年金保険料を2年間分納付してくれたはずであり、申立期間のどの時期の保険料に当たるのか確信は無いが、申立期間がすべて未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親は、国民年金加入期間中の国民年金保険料を未納無く納付しており、20年以上にわたって付加保険料も納付していることから、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人の父親が保管している昭和61年分の確定申告書（控え）の社会保険料控除欄に、申立人の父親自身の61年の国民年金保険料相当額とともに60年1月から61年12月までの過年度保険料及び現年度保険料に相当する金額が記載されており、これは毎年の確定申告書の社会保険料控除の状況からみて、申立人の保険料であったと推認することができる。

さらに、申立人の父親は、申立期間当時から自営業を営んでおり、確定申告書（控え）に記載された所得金額を見ると、国民年金保険料を一括納付することに特に経済的障害は無かったと考えられる。

一方、申立人の父親は、申立期間のうち、納付した2年間以外の期間については国民年金保険料を納付していないと述べている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和60年1月から61年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

石川国民年金 事案306

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで

昭和53年に母親が私の国民年金の加入手続をして、その後62年に私が婚姻するまで国民年金保険料を納付してくれていた。加入当初の1年間だけ保険料を納付しなかったとは考えられず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和53年4月に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年7月24日に国民年金加入手続をした際、同年4月1日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得しており、加入手続を行った時点以降、申立期間の保険料を納付することが可能である。

また、昭和62年12月に申立人が婚姻するまで、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料はすべて納付されており、さらに、昭和59年度以降は保険料を前納しているなど当時申立人の保険料を納付していた申立人の母親の納付意識は高かったことがうかがえる。

加えて、申立期間は1年間と短期間であり、国民年金加入後、住所変更等は無く、申立期間当時の申立人の健康状態や将来のことを考えて申立人の母親が保険料を納付してくれたとの供述に不自然な点も無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

石川国民年金 事案 307

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から6年3月まで

私は昭和63年7月の再婚を契機に、国民年金保険料を夫の分と一緒に金融機関の窓口で納付し始めた。申立期間について、夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は「申立期間については毎月初旬に金融機関の窓口で夫と二人分の保険料を納付していた。」と述べているが、申立期間を含む平成元年4月1日から7年4月30日までの期間について、申立人の夫名義の預金口座の「普通預金取引履歴明細表」に国民年金保険料の振替支払の記録があることから、申立人の夫は口座引落しで保険料を納付していたことが確認でき、申立内容と矛盾している。

さらに、社会保険庁の記録によると、平成7年12月6日に申立人に対して過年度納付書が発行されており、申立人は「そのような納付書を受け取った覚えは無い。」と述べているが、この時点で平成6年度分の保険料は納付済みであるため、それ以前の保険料に未納があったと考えるのが自然である。

加えて、申立期間は60か月と長期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年7月から15年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年7月から15年3月まで
私の国民年金保険料は、市役所から毎月送られてきた納付書で、妻が金融機関の窓口やコンビニエンスストアで納めていた。申立期間の保険料が未加入で未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続や保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の妻がこれを行っていたとしているが、その妻も申立人の国民年金加入手続を行った時期や加入後、一括送付された納付書を毎月、どのような順序で納付していたか等についての記憶は定かでない。

また、申立人の妻は、保険料を納付しようとしたところ、窓口で「2年を経過しているため収納できない。」と断られ、保険料を納付できなかったことがあるのを覚えており、その納付書の納付月、納付に出向いた時期等について申立人の妻は覚えていないものの、申立人の国民年金被保険者期間のうち未納とされているのは申立期間のみで、さらに、それまで毎月納付してきた納付月の順序（平成16年に平成15年度分の保険料を1か月ずつ、直近の分から過去にさかのぼって納付している。）からみて、納付できなかった納付書が申立期間のものであった可能性が高い。

加えて、申立人の妻は、毎月現年度分と未納分を併せておおむね2か月分ずつ納付していた保険料以外にまとめて保険料を納付した記憶も無いと述べている。

そのほか、市が保管している申立人の平成15年及び16年分の「住民税課税基礎資料」によれば、社会保険料等の金額に国民年金保険料に相当する金額は含まれておらず、ほかに申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。